

ケアマネジャーの  
皆さんへ

性的マイノリティの  
利用者さんを担当するときに  
知っておいてほしいこと





## はじめに



LGBTのシンボル レインボーフラッグ

LGBTや性的マイノリティという言葉を目にする機会が増えています。

「好きになる相手は異性だけ」「生まれたときの性別で生きることには違和感はない」

そういう性のあり方になじまない人たちのことを指す言葉です。

LGBTや性的マイノリティとされる人は、既に高齢の人や、これから高齢になる人のなかにもいます。性のあり方は多様であり、その多様性は、特定の年齢や世代だけに限られるわけではありません。あなたの担当してきた利用者さんや、これから担当する利用者さんの性のあり方も、決して一様ではないということでもあります。

「自分の性のあり方のせいで相談しにくい」

そんなふうに思う利用者さんをなくしていくために、このパンフレットは作られました。

もちろん、このパンフレットだけですべてのことがわかる、というわけではありません。

でも、「そうか、こういうことに気を付けると良さそうだな」と、性的マイノリティの利用者さんを担当する際の参考に少しでもなったら幸いです。

### 「どんな利用者も同じように扱うだけ」

### 「性的マイノリティだからって差別することはない」

そんなふうに思っているケアマネジャーさんも大勢いらっしゃいます。

そういう方にとっても、このパンフレットはもちろん役に立つはずですよ。

性的マイノリティの利用者さんはどんな状況に置かれやすく、どんなことに困りやすいのか。

それを前もって理解しておくことは、その方たちへの関わり方を考える上で

きっと有益なはずですよ。

2019年9月

東京都健康長寿医療センター研究所

福祉と生活ケア研究チーム(介護・エンドオブライフ研究)

平山 亮

※このパンフレットは、公益財団法人トヨタ財団2016年度研究助成プログラムの助成を受けたプロジェクトの一環として作成されました(プロジェクト名:「性的マイノリティとして老いること:多様な生ノ性を受け容れる高齢社会の実現に向けて」)。またパンフレット作成にあたり、三部倫子氏(石川県立看護大学)からたくさんのご提案・ご助言を賜りました。記して感謝します。なお、パンフレットの内容についてのすべての責任は、作成者(平山亮)にあります。

# これだけは知っておいてほしい 「性のあり方」についての基礎知識

「性のあり方が多様である」というのはどういう意味でしょうか？  
「性同一性」と「性的指向」という2つの側面から考えてみましょう。

## 「性同一性」とは？

自分の性別を何だと思おうとじっくり考えることです。

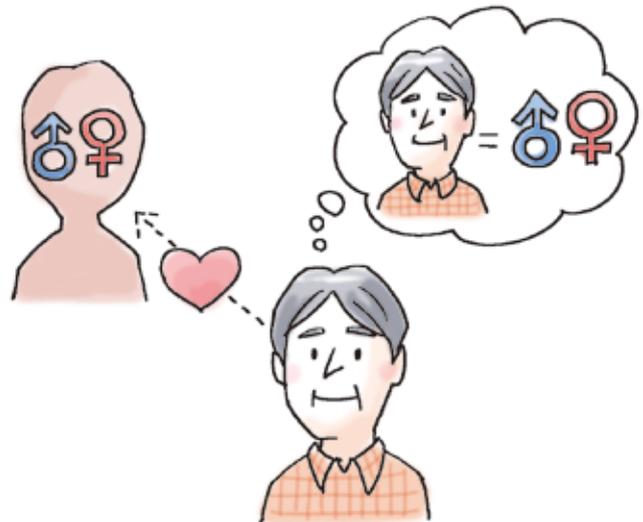
生まれたときに決まった性別・決められた性別でじっくりきている人もいれば、それ以外の性別のほうがじっくりくる人もいて、性同一性のあり方は一様ではありません。

生まれたときの性別に違和感なく生きている人のことをシスジェンダーといい、生まれたときの性別ではじっくりせず、別の性別に移行している人・移行を望んでいる人のことをトランスジェンダーといいます。

## 「性的指向」とは？

どんな性別の人を好きになるか(恋愛対象や性的対象として、という意味)のことです。

自分の性別・自分が思う性別と違う性別の相手を好きになる人もあれば、同じ性別の相手を好きになる人もいます。好きになる相手の性別はどちらかに限らない人もいます。性的指向もまた、多様なのです。



## 性同一性と性的指向は、それぞれ独立しています。

「自分の性別を何だと思おうか」にも「どんな性別の人を好きになるか」にも多様性があり、それぞれの組み合わせにも多様性があります。「生まれたときの性別に違和感なく生活していて、異性を好きになる人」というのは、そうした組み合わせのなかの1つに過ぎません。

## 性のあり方は、どんな人にとっても重要なこと

性同一性や性的指向は「特定の人にだけ関係のあること」「自分には関係ないこと」と考えてはいませんか？

**あなたが明日から、今とは異なる性別で生きるよう求められたらどうでしょうか？**

例えば、「自分は女性である」と思っていたのに、「あなたは男性だと決まっている」「だから男性として生きるしかない」と周囲の人から・社会から言われたら、その通りに生きられますか？

## あなたが明日から、今とは違う性別の相手を好きになるよう求められたらどうでしょうか？

例えば、自分が好きになる相手は男性なのに、付き合う相手・結婚する相手は女性以外認めてもらえず、また女性と交際するよう・結婚するよう周囲から期待されたら、女性を好きになるよう自分を変えられますか？

自分の性別を何だと思うか、どんな性別の人を好きになるかは、**自分の意思や他人の指示で変えられるようなものではありません**。たとえふだんの生活で意識することはなくても、性同一性や性的指向は**すべての人にとって重要なこと**であり、また**侵されてはならないこと**です。

### 性同一性や性的指向を考えることは、 「その人らしいケア」の実現に必要なこと

望ましいケアのあり方として、その利用者さんの「人となり」や「何を大事にしてどのように生きてきたか」を踏まえた「その人らしいケア」が求められますが、性同一性や性的指向がすべての人にとって重要なのだとしたら、性同一性も性的指向も、それ抜きでは「その人らしいケア」を考えることはできません。



### 「性同一性や性的指向を考えなくても、これまで何も問題なかった」？

考えなくても問題がなかったのではなく、「生まれたときの性別で生きてきた人」「異性が好きな人」を想定していても問題がなかっただけかもしれません。それは、性同一性や性的指向を考えてこなかったのではなく、**無意識のうちにそういう性同一性や性的指向だけを念頭に置いてきた**ということでもあります。

LGBTとは、特定の性同一性や性的指向の人たちを総称した言葉で、下の4つの単語の組み合わせです。

Lesbian レズビアン	自分の性別・自分が思う性別が「女性」で、同性である「女性」を好きになる人のこと
Gay ゲイ	自分の性別・自分が思う性別が「男性」で、同性である「男性」を好きになる人のこと
Bisexual バイセクシュアル	自分の性別・自分が思う性別と同性の人も、異性の人もどちらも好きになる人のこと
Transgender トランスジェンダー	生まれたときに決まった性別・決められた性別とは異なる性別で生きている人・生きようとしている人のこと

性同一性や性的指向の多様性は、LGBTという言葉ですべて言いつくせるわけではありません。

例えば性同一性に関しては、**男女どちらの性別にもじっくりこない人も**います。

性的指向に関しては、**どんな性別の相手であれ、性的な対象にならない人も**います。

利用者さんのあいだに性同一性や性的指向の多様性があるとしたら、どんなことに配慮すると良いでしょうか？  
次頁からは、それを具体的に考えていきます。

# 利用者さんの性のあり方はさまざま

## ——それを当たり前のものであるために

**「うちの利用者さんのなかにも、性的マイノリティにあたる方はきつといる。」**

そんな想像力をもって利用者さんと関わることが、性の多様性に配慮するための第一歩です。

**「うちにはいない」「いたことがない」……**

**本当でしょうか？ もしかしたら言えなかつただけかもしれません。**

性的マイノリティが自分の性同一性や性的指向についてオープンにできるのは、そうすることで不利益がないという確信をもてる場合だけ。否定的な言動をとられたり、さらし者にされたり、「『ふつう』とは違うけど認めてあげましょう」と「上から目線」の温情を受ける対象にされたり……そういう扱いがなくなるという現状では、言わないこと・隠すことを最善と考えても無理のないことです。



### 自分の性に対する受け止め方——世代による違い

現在の高齢者にとって、性同一性や性的指向についての知識を得るのは今より困難でした。

性の多様性に関する情報は、今でこそマスメディアやインターネットを通じて得やすくなりましたが、現在の高齢者が若かった時代は、そうではなかったからです。

生まれたときに決められた性別に違和感をもったり、同性を好きになつたりする人は自分以外いないように思い、それを恥じたり「異常」と思い込んだりしたまま、長い人生の大半、自分自身を否定的に捉えてきた人もいます。

そういう高齢者にとって自分の性のあり方を誰かに語ることは容易ではないこと、そもそも自分の性のあり方をどう口にすればよいのかわからない人もいることを理解しましょう。

**「うちの利用者さんのなかにも、きつといる」……そういう想像力はどうしたら育まれるのか**

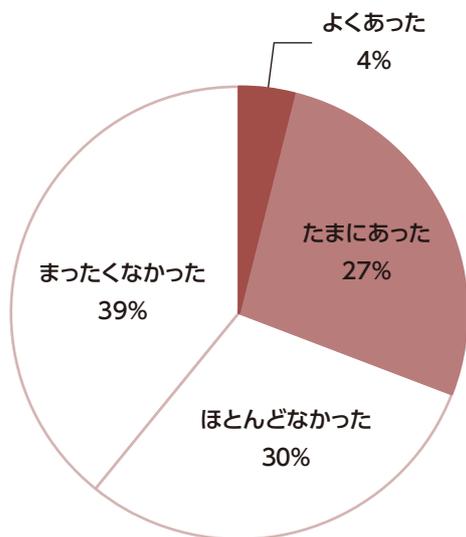
全国のケアマネジャーさん1,580名の方への調査からわかったこと。

それは、**経験者の話を聞いたことがあるかどうか**が、そういう想像力を育む可能性があるということでした。

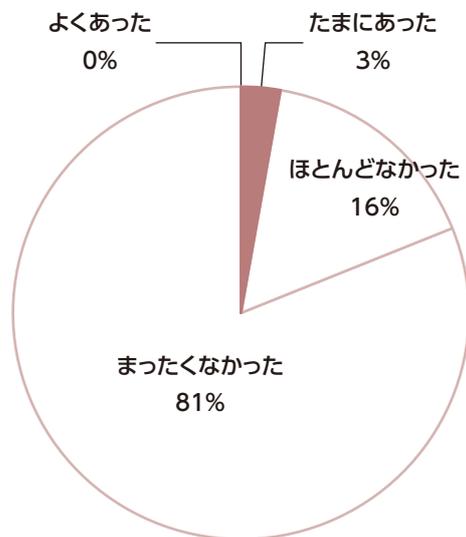
過去に性的マイノリティの利用者さんを担当した経験がある人の話を、直接または間接的に聞いている人ほど、「きつといる」と思いながら利用者さんと関わっていることが多いようです。

「利用者さんのなかに性的マイノリティにあたる方がいるかも」と意識したことはどれくらいあったか？  
ケアマネジャー1,580名のうち、経験者の話を聞いたことがある人とない人の違い

経験者の話を聞いたことがある人



経験者の話を聞いたことがない人



両方とも、「ほとんどなかった」「まったくなかった」が多数を占めるものの、「よくあった」「たまにあった」は経験者（過去に性的マイノリティ利用者を担当したことのある人）の話を聞いたことがある人のほう（左のグラフ）に多いことがわかります。

研修などで経験者の話を聞く機会をつくるようにすれば、「うちの利用者さんにもきっといる」という想像力を育むことができるかもしれません。



**「自分は差別するつもりなんてないのだから、言ってほしい？」**

**「言ってもらわなければ適切な対応ができないから、言ってほしい？」**

例えば、「生まれたときの性別で生きてきたかどうか」「異性を好きになるかどうか」を確認してきたでしょうか？それを利用者さんに明確に言ってもらわないと、適切な対応はできませんでしたか？

「生まれたときの性別で生きてきた人」「異性を好きになる人」に対しては、性同一性や性的指向をわざわざ言ってもらわなくても対応でき、「それ以外」の場合にのみ明確に言ってもらわなくては適切に対応できないのだとしたら、そのような対応は差別的な対応にほかなりません。なぜならそのような対応は、**そのままでは「それ以外」の人たちを扱えないようにできている**、ということだからです。

特定の性同一性や性的指向の場合にだけ、明確に申告しないと適切に対応できないのはなぜか。それを考え、変えていくことで初めて、性のあり方による差別のない扱い方を実現する一歩になります。

# 「自分たちは否定されている」

## —— 性的マイノリティの利用者さんにそう感じさせないために

「連れ添っている相手は異性のはず」「すべての人は男か女のどちらか」

そんな特定の性のあり方を前提にした言動は、知らず知らずのうちに性的マイノリティの利用者さんの存在を否定することになります。それは、その人にとって大切な相手との関係や、これまでの生き方、大事にして生きてきたことを否定することでもあります。「その人らしいケア」が、その人の大切に生きてきた生き方を反映したケアのあり方だとしたら、そうした否定は「その人らしいケア」とは真逆のケアのあり方だといえるでしょう。



利用者さんに関わる際、特定の性のあり方を前提にした尋ね方・話し方をしないようにするためにはどうしたらよいか、考えてみましょう。

### 例えば、こんな言葉遣い・表現はどうですか？

#### 「ご主人さま／奥さま」は使わず「お連れ合い」や「パートナーさん」を使う

特定の性別や関係（結婚しているかどうか）を前提にしなくても、「大切な人」「生活をともにしてきた相手」について尋ねることはできます。

#### 「ご家族はいらっしゃいますか？」ではなく「あなたの介護に関する相談先や連絡先になってほしいのはどなたですか？」「身の回りのお世話をしてくれる人はいますか？」

異性と結婚していて、子どもがいて、……という家族のあり方とは違っていても、利用者さんが自分のケアの決定に関わってほしい人や、日常生活の世話をしてくれる人はいるかもしれません。そもそも家族についての情報を集めるのは、その方の人間関係に対する興味からではなく、誰がキーパーソンになれるか、介護をしてくれる人はいるかを見定めるためであるはずで、だとして、それについて直接尋ねることで事足ります。

#### 書類の性別記入欄は「男」「女」の2択にしない

「その他（ ）」を用意したり、選択肢を設けず自由記述式にしたりすることで、さまざまな性別のあり方を念頭においた尋ね方ができます。

#### 大切なことは、どんな利用者さんに対しても、このような尋ね方をすることです

性的マイノリティだと“思われる”相手にだけ“特別な”扱いをするのではなく、性のあり方にかかわらず、すべての利用者さんにとって答えやすく・話しやすくすることが、これらの目的です。

## 性的マイノリティを“特別に”扱うことは、配慮にはならないの？

例えば、性的マイノリティ専用の部屋をつくって、その人たちにはその部屋を割り当てたり、ふだん使っている名前と戸籍上の名前が違っている人にだけ、名前を呼ばずに番号で呼んだりしたらどうでしょうか。そうした扱いをすることは、その人たちの性同一性や性的指向を公表しているのと一緒です。自分の個人情報、自分の意思と関係なく、自動的に周囲にわかってしまうような扱いを受けたいと思う人はいないでしょう。大事なことは、性的マイノリティを「特別枠」で含めることではなく、**性同一性や性的指向が問題にならないようなサービスのあり方を考えること**です。

全国のケアマネジャーさん1,580名への調査では、同性のパートナーがいる利用者さんの、終末期における代理決定についてのご意見もうかがいました。

心強いことに多くのケアマネジャーさんが、同性のパートナーが代理決定に関わることに肯定的でした。

※数字は%(1,580名のうちの割合)



## 「同性のパートナーと、利用者さん個人に関する話を話したり相談したりしても大丈夫なの？」

パートナーも含め、ご本人の同意がある相手であれば、その方の個人情報を伝えることはできます。

- 「個人情報の保護に関する法律」第23条を確認してみてください(インターネットで検索しても見つかります)。「個人データを第三者に提供してはいけない」のは「あらかじめ本人の同意を得ない」場合です。
- 逆に言えば、ご本人の同意がない限り、その方の個人情報はたとえ親族であっても、ほんらいは伝えてはならないことになります。

厚生労働省のガイドラインでも、同性のパートナーはケアの決定に関与できる人・すべき人にあたります。

- こちらでもインターネットで見つかりますので「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を確認してみてください。
- 「認知症の人の…」では、「日常生活で本人に接するなど本人を良く知る人」からの情報が重要とされていますが、それは親族である必要はありません(実際、ここには「地域近隣」の人も含まれています)。
- 「人生の最終段階における…」では、医療・ケアの決定に関する話し合いに「家族等の信頼できる人」を含めて行うことが求められています。同ガイドライン「解説編」注12には、この「家族等」について、「本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在である」という趣旨ですから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人(親しい友人等)を含みます」と記されています。つまり、利用者さんご本人が、同性パートナーを信頼できる人として指定し、ケアの決定に関わってほしいと望んでいる場合、「家族等」として扱うことにはまったく問題はなく、むしろそうすべきだということです。

# 性同一性や性的指向に関する情報をどう扱うか

**「自分以外の誰とも共有してはいけない」……これは必ずしも正しくはありません。**

例えば、同性のパートナーのことを、毎回自分で関係者に伝えなければいけないのを、負担に感じる方もいます。関わる専門職のあいだで共有しておいてもらい、自分から言わずとも同性パートナーを家族として扱ってもらえるような状況を整えておいてもらうほうが、本人にとっては助かることもあります。**本人が望むのであれば、**ともにその方に関わる専門職のあいだで共有することはできると思います。

大切なことは、①**その情報の持ち主はご本人であることをしっかり認識しておくこと**、そして、②**その情報を誰かと共有しなければ、本当に今しようとしていることができないのかどうかを常に考えてみる**ことです。

もし共有の必要が生じた場合には「何を・どこまで・誰に」伝えなければいけないのかご本人に説明し、納得してもらってから共有すること。また、「同意なく共有することはありませんよ」ということをご本人にも伝えましょう。

たとえ相手が利用者さんの親族だとしても、利用者さんの性同一性や性的指向に関する情報を、本人の意思とは関係なく共有することは控えましょう。親族に打ち明けていない人もいますし、打ち明けたことで親族との関係が悪くなっている場合もあります。

## 「親族に伝えてもよいか、ご本人に確認ができない…」

利用者さんの健康状態によっては、ご本人の意思を確認することが難しい場合もあるでしょう。

そんなときにとるべき手続きは、**ご本人と意思疎通がとれない場合に一般的にすべきことと一緒に**です。

つまり、「その人にとって何がいちばんよいか」を、その人が最も信頼している人(たち)と話し合うことです。

同性のパートナーなど、その人の近くにおいて、その人のことをよく知っている相手がいれば、その方と「親族に伝えてもよいか」を話し合うことができます。

大事なことは、**まず親族に・とりあえず親族に伝えることではなく、「親族に伝えてもよいか」どうかを、ご本人にとって最も信頼している相手と話し合っ**て考えることです。

## 情報の取り扱いや共有の範囲に迷うことがあれば、 ひとりで抱え込まず、信頼できる相手に相談しましょう。

繰り返しになりますが、性同一性や性的指向に関わる情報を、いついかなる場合にも・どんな相手にも共有してはいけない、ということではありません。自己判断で不適切な取り扱いをしてしまったり、誰とも共有しないことでその利用者さんが適切なサービスを受けられなくなったりしてしまうよりは、共有のしかたについて誰かと相談することは決して間違いとは言えません。もちろん、誰かに相談する前には利用者さんご本人と話し合うことが必要です。相談したいのは、その方が安心して適切なサービスを受けられるようにするためであること、誰と・どのような情報を共有すべきか信頼できる人の判断を仰ぎたいことをご本人にきちんと伝え、了承をとった上で相談するのが望ましいでしょう。



## トランスジェンダーの利用者さんを担当するとき

### トランスジェンダーとは？

- 自分が生まれたときに決まった・決められた性別と、自分が思う性別の不一致を経験している人のことです。外見や装いを自分が思う性別に合わせてたり、ふだん使う名前を変えていたりすることもあります。
- トランスジェンダーの人のなかには、ホルモン投与や外科的手術を経て、自分の身体的特徴を自分の思う性別に合わせてたり、戸籍上の名前を変更していたりする人もいます。
- ただし、すべてのトランスジェンダーの人が、そうした医療的な方法や法的な変更を行っているわけではありませんし、それらを行っていなければトランスジェンダーではない、という意味では決してありません。
- トランスジェンダーのなかには「性同一性障害」という医学的な診断名が自分にしっくりくる人もいれば、そうではない人、そのような医療的な扱いを受けたくない人もいます。トランスジェンダーと「性同一性障害」を同じにしてしまうことは「本人が自分の性別をどのように思っているか」を尊重していないこととなります。
- その人が自分の性別をどのように思い、どのような生活を望み、どのように扱ってほしいかを大切にすること。それが、ひとりひとりの性のあり方を尊重するということです。

## 自分の性別は、他人に決めつけられるものではない

自分自身が思っている「私の性別」を周囲に否定されたら、それは誰にとっても理不尽な経験になるはず  
です。例えば、あなたが「私は女性だ」と思っているのに、周りの人たちから「あなたの顔や体つきは女とし  
てダメ」「言葉遣いや動作が女っぽくない」「どう見ても女には見えない」と評価され、「だからあなたは女性  
ではない」「女性として扱われなくても仕方ない」と言われたら、悲しく腹立たしく、「それは不当だ」と思う  
のではないのでしょうか？

自分自身がしっかりとくる「私の性別」が、生まれたときに決められた性別でも  
そうでなくても、それは一緒なのです。「男なら・女なら、こうでなくてははいけな  
い」という周囲の基準で「私の性別」を否定されることは、どんな人に対しても  
ゆるされないこと、人権侵害に当たることなのです。



## 信頼できる相談相手になるために

### その方が思う性別に沿った対応を心がけましょう。

例えば、ご本人がその場にいるかどうかにかかわらず、その方の名前を出すときには、その方の望む名前・ふだ  
ん使っている名前を使いましょう。

### 「この利用者さんには、男性として接したらよいのだろうか、 女性として接したらよいのだろうか…」

どう接してよいかわからないとき、その方がどう接してほしいかを尋ねることは、必ずしも悪いことではあ  
りません。答えを強要したり、性別を確認するようなまねをしたりすることはもちろん慎むべきですが、い  
ちばん大事なことは、その方の見た目やふるまい方から、勝手な思い込みをしないことです。

「その方自身が、自分の性別をどう思っているのかを大事にしたい」。その気持ちを誠実に伝え、接し方を  
ご本人に委ねることは、自分の思い込みにもとづいた接し方をするよりも、ずっと相手を尊重した姿勢  
だと言えるのではないのでしょうか。

### 身体に関する詮索的な言動は、どんな人に対しても控えるべきであることを思い出しましょう。

「あなたの体はどんなふうになっているの?」「そういう体で困ることはない?」そんなふうになんか聞かれたり、身  
体をチェックするようなことを言われたりしたら、誰だって失礼だと思うでしょうし、自分のプライバシーが侵害さ  
れたと考えるでしょう。それは、トランスジェンダーの人にとっても一緒です。たしかに、適切な医療や介護の  
サービスを受ける上で、身体に関すること(例えばホルモン投与を行っているか)を確認しておく必要は出てくる  
かもしれません。でも、だからといってそれを当然のように聞くのは、やはり個人としての権利の侵害に当たるで  
しょう。例えば「体のことで何か知っておいてほしいことがあれば、教えてください」とお願いするなど、慎重な尋  
ね方を心がけましょう。

## 何のために集めている情報なのかを意識するとともに、それをご本人に伝える

生まれたときに決められた性別が何だったか。戸籍上にはどのような名前が記載されているか。そうした情報は、適切なサービスの手配をする上で必要になるかもしれませんが、利用者さんにとってはなぜそれを提供しないといけないのか疑問に思うかもしれません。そうした情報には、その人自身が思う性別にはそぐわない情報が含まれている場合があります。だから、その情報を教えたら、これからはその情報をもとに自分が扱われるのではないかと、教えることに抵抗感を覚えることだってありえます。(前にも書きましたが、どんな人も、自分が思う性別を否定され、「あなたは女/男ではない」「女/男として扱われなくても仕方ない」と決めつけられたら苦痛だし、不当に感じるはずですよ。) 求めている情報が手続き上、何に限って必要なのかをきちんと説明するとともに、この情報を手続き上必要な場面以外のところで使う意図はないことを、明確にする必要があるでしょう。

## 他の専門職らと共有するときには本人の意向を確認する

前にも書いた通り、自分の性別や身体についての情報を、医療や介護のサービス提供者ひとりひとりに自分で伝えなければいけないことは、利用者さんにとっても負担です。関わりのあるサービス提供者のあいだでは共有して、ご本人が自分の口でいちいち説明しなくても、適切なサービスを受けられるよう調整しておいてもらったほうが負担は減ります。ただし、その場合でも、そうした情報を誰に・どこまで伝えてよいのか、伝えておいてほしいかをご本人と話し合い、意向を確認しておくことは必須です。

## ロールモデルになりましょう。

同僚やほかの職員がその利用者の性別に関する噂話をしていたりすることがあったとしても、それには「乗らない」態度を見せましょう。「そういうことはすべきではない」。それをひとりひとりが態度として示すことで、「すべきではない」が「ふつう」になります。



## 学びは強みになる

全国のケアマネジャーさん1,580名の調査では、性的マイノリティの利用者さんのケアマネジメントは「難しい」と思っている人が3~4割以上いました。

- 恋愛・性的対象が同性の利用者さんのケアマネジメントが「難しい」と思う人\*の割合 = 35.5%
- 生まれたときの性別を変えている利用者さんのケアマネジメントが「難しい」と思う人\*の割合 = 46.2%

※これまで担当してきた利用者さん全般と比べて「難しいと思う」「多少難しいと思う」と回答した人

こうした「難しい」と思う感覚は、どうしたら緩和されるのでしょうか？  
統計的な分析からわかったことは、性的マイノリティについて学んでいる人ほど、「難しい」とは思っていないということでした。

ただし、何を通して学ぶか(情報源)も重要です。  
専門の書籍を通して学んでいる人ほど「難しい」と思っていない一方、情報源がテレビや映画のみという人は逆に「難しい」と思っている傾向が見られました。



## 最初に手にとるのにオススメの書籍

石田仁 『はじめて学ぶLGBT—基礎からトレンドまで』(ナツメ社、2019年)

杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束(編著)

『プロブレムQ&Aパートナーシップ・生活と制度(増補改訂版)[結婚、事実婚、同性婚]』(緑風出版、2016年)

針間克己 『性別違和・性別不合へ』(緑風出版、2019年)

「性的マイノリティだからって『難しい』とは思わない」「ほかの利用者さんと同じようにします」  
そんなふうに思える人は、学ぶ必要は特にないでしょうか？

これまで見てきた通り、一般的に行われている利用者さんの関わりは、無意識のうちに「生まれたときの性別のまままで生きている人」「異性を好きになる人」を前提としてしまい、意図とは関係なく、そうでない人の存在を否定してしまうことがあります。「同じように扱う」ことが、性の多様性を配慮・尊重した関わりにはなるわけではありません。

すべての利用者さんが平等にケアを受けられるようにするためには、性的マイノリティであるがゆえに不当な扱いを受けたり、望むサービスを受けられなかったりする状況を改善する必要があります。そのためには、性的マイノリティの人びとがケアのサービスを受ける上で、現在どんな障壁に当たっているかを十分に理解し、その原因となるものをひとつひとつ改めていかなければいけません。だからこそ、性的マイノリティの人びとの視点や経験を学ぶことは、性のあり方にかかわらず、どんな利用者さんにとっても安心して相談できる先になるための、心強いヒントになるはずです。

どうかこのパンフレットも、そうしたヒントの一つになりますように……



